

農業用ため池を巡る状況

令和6年7月

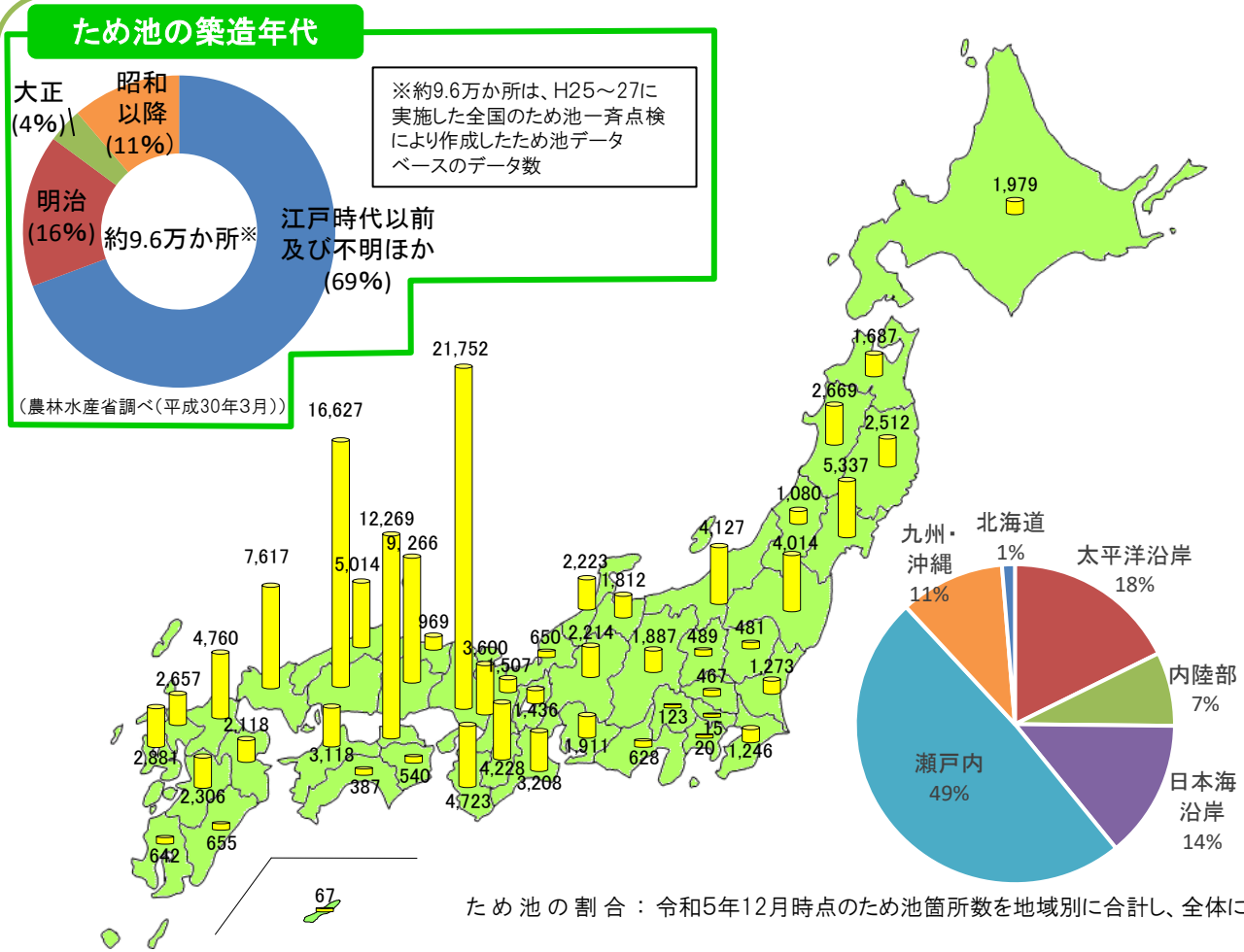
農林水産省農村振興局

目 次

- 1 農業用ため池の現状 1
- 2 農業用ため池に関するトピックス 10
- 3 農業用ため池の防災・減災に関する国の支援 16

1(1) ため池の現状

○ **全国の農業用ため池は約15万か所。**降水量が少なく、大きな河川に恵まれない西日本を中心に分布。
瀬戸内地域に全国の約5割が分布。



箇所数順					
1	兵庫県	21,752	25	愛知県	1,911
2	広島県	16,627	26	長野県	1,887
3	香川県	12,269	27	富山県	1,812
4	岡山県	9,266	28	青森県	1,687
5	山口県	7,617	29	京都府	1,507
6	宮城県	5,337	30	滋賀県	1,436
7	島根県	5,014	31	茨城県	1,273
8	福岡県	4,760	32	千葉県	1,246
9	和歌山県	4,723	33	山形県	1,080
10	奈良県	4,228	34	鳥取県	969
11	新潟県	4,127	35	宮崎県	655
12	福島県	4,014	36	福井県	650
13	大阪府	3,600	37	鹿児島県	642
14	三重県	3,208	38	静岡県	628
15	愛媛県	3,118	39	徳島県	540
16	長崎県	2,881	40	群馬県	489
17	秋田県	2,669	41	栃木県	481
18	佐賀県	2,657	42	埼玉県	467
19	岩手県	2,512	43	高知県	387
20	熊本県	2,306	44	山梨県	123
21	石川県	2,223	45	沖縄県	67
22	岐阜県	2,214	46	神奈川県	20
23	大分県	2,118	47	東京都	15
24	北海道	1,979			151,191

※富山県及び石川県については、令和5年9月末時点のデータを使用している。

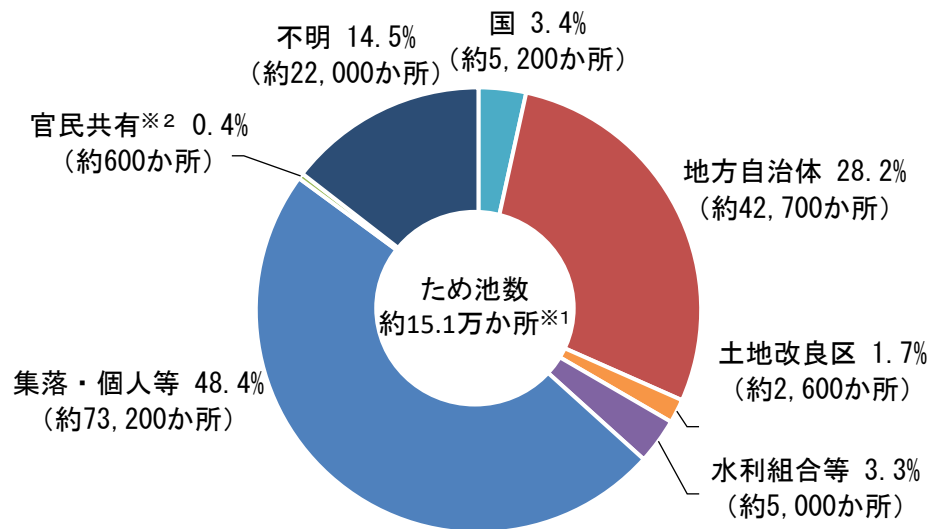
ため池の割合：令和5年12月時点のため池箇所数を地域別に合計し、全体に占める割合を算出したもの

- 太平洋沿岸：岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、東京都、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県
- 内陸部：栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、山梨県、岐阜県、滋賀県、奈良県
- 日本海沿岸：青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、鳥取県、島根県
- 瀬戸内：大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県
- (農林水産省調べ(令和5年12月時点))

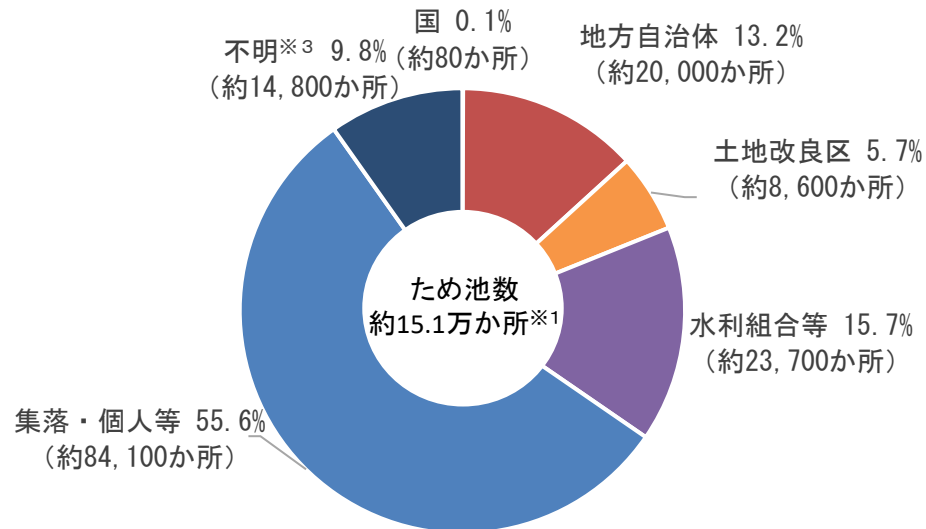
1(2) ため池の所有者及び管理者

- 農業用ため池の所有者は、48%が集落・個人等、28%が地方自治体。
- 農業用ため池の管理者は、56%が集落・個人等、16%が水利組合等、13%が地方自治体。
- 所有者不明の農業用ため池の71%は、管理者が存在。
(主な管理者は、集落・個人等(約68%)、水利組合等(約17%)等)。

所有者の内訳



管理者の内訳



(農林水産省調べ (令和5年12月))

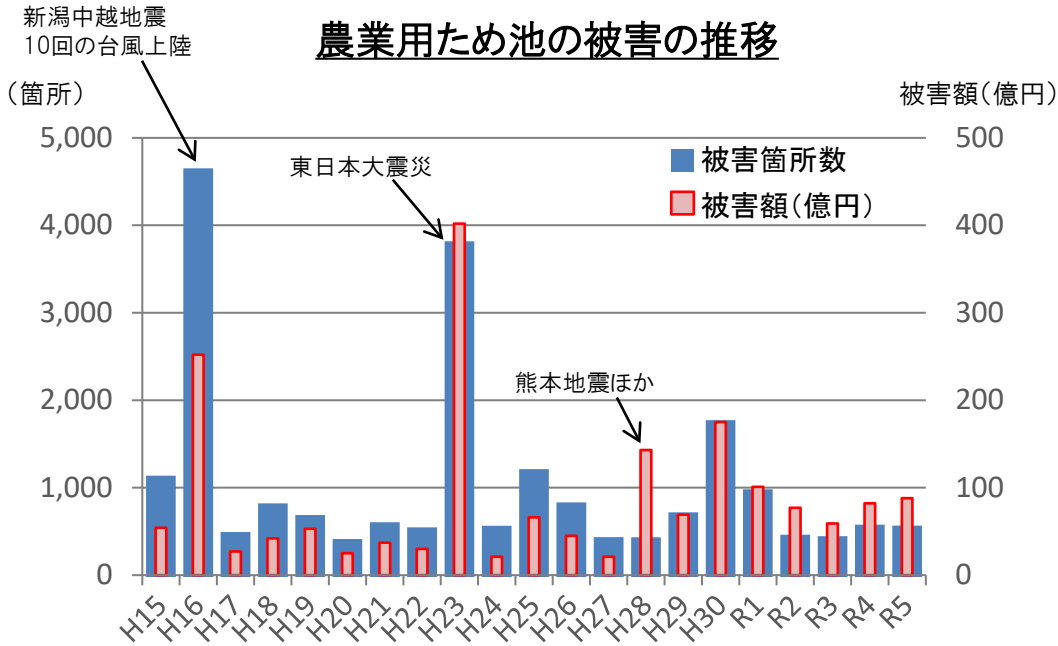
※1 能登半島地震対応のため、石川県及び富山県は令和5年9月末時点の数字。

※2 所有者のうち「官民共有」は、農業用ため池の池敷と堤体の所有者において、民間と行政(国又は地方自治体)が混在。

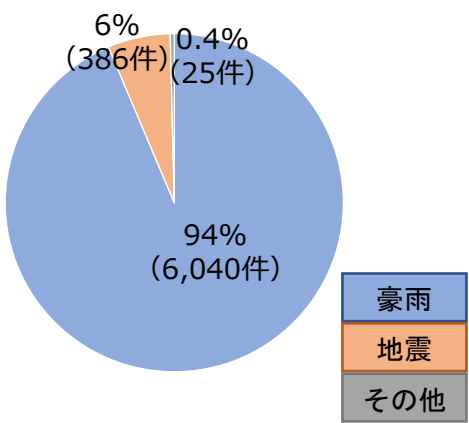
※3 管理者のうち「不明」は、農業用ため池の届出時に「管理者欄」が空欄となっているものを含む(こうしたため池の多くは所有者が管理を行っているものと思われる)。

1(3) 近年の農業用ため池の被災状況

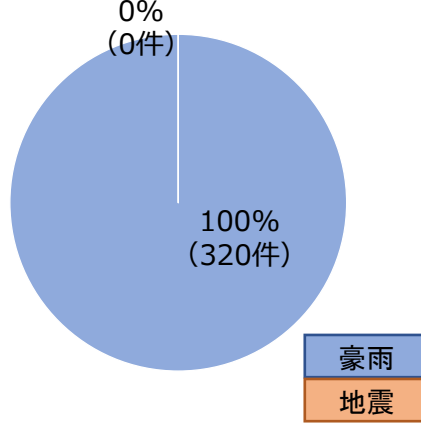
○ 直近10年間(H26～R5)の自然災害による農業用ため池の被災原因は、94%が豪雨、6%が地震によるもの。
堤体の決壊は、全て豪雨によるもの。



農業用ため池の被災原因
(H26～R5)



農業用ため池の決壊原因
(H26～R5)



豪雨により農業用ため池が決壊した事例



平成25年7月の豪雨
(山口県)



平成29年7月の豪雨
(福岡県)



平成30年7月の豪雨
(広島県)



令和4年8月の豪雨
(山形県)

1(4) 平成30年7月豪雨の被災状況

- 平成30年6月末～7月初めにかけて、西日本を中心に記録的な大雨が発生。
- 農業用ため池32か所が決壊、うち29か所は防災重点ため池ではなかった。

ため池決壊件数

(都道府県報告)

2府4県

32件

【被害状況】

人的被害：死者 1名
負傷者 4名
人家被害：全壊 1戸
床下浸水 8戸

被災状況 広島県 乙池・大池・横池(重ね池)



被災状況

写真① 大池



被災状況

写真② 横池



堤体決壊

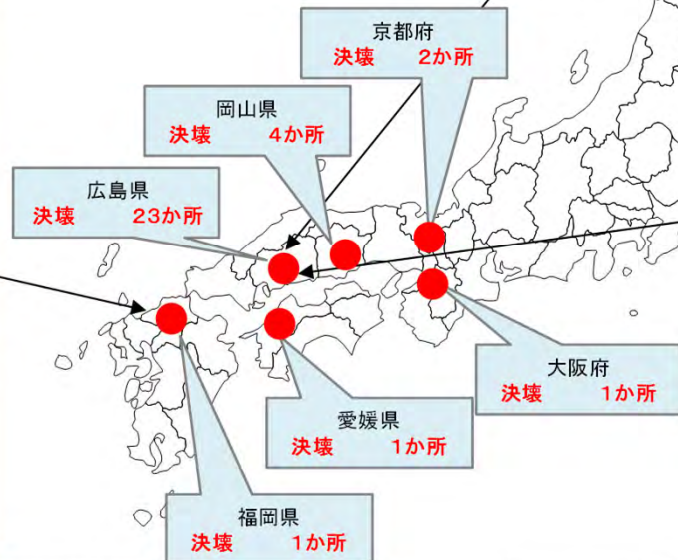
なかしま 福岡県 中島ため池



下流の小学校への土砂流入



3連の重ね池のうち、上流側の横池と大池が決壊。ただし、下流の乙池は土砂流入のみで決壊には至らなかった。



被災状況(上流側)

しょうぶさこみ しょうぶさこしも 広島県 勝負迫上池・勝負迫下池



被災家屋



決壊による濁流の流入のため下流の小学校が一時孤立。

ため池上部のグラウンドの崩壊による土砂流入により、ため池が決壊。ため池下流において、1名死亡、4名負傷。

1(5) 防災重点ため池の選定基準の見直し(平成30年)

- 防災重点ため池については、平成27年に国が基本的な考え方を示し、都道府県が地域の実情に応じて具体的な基準を設定して選定してきた。
- しかしながら、平成30年7月豪雨において、人的被害が生じたこと、統一した選定基準となっていなかったこと等を踏まえ、国が防災重点ため池の新たな選定基準を策定(平成30年11月)。

防災重点ため池選定の基本的な考え方(H27)

以下のいずれかに該当するため池を防災重点ため池とした。

- ①下流に住宅や公共施設等が存在し、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのあること
- ②堤高10m以上であること
- ③貯水量10万 m^3 であること

都道府県によって、①に加え、ため池の規模を要件として②や③を加えるなど、全国で統一した考えにより選定されていなかった。



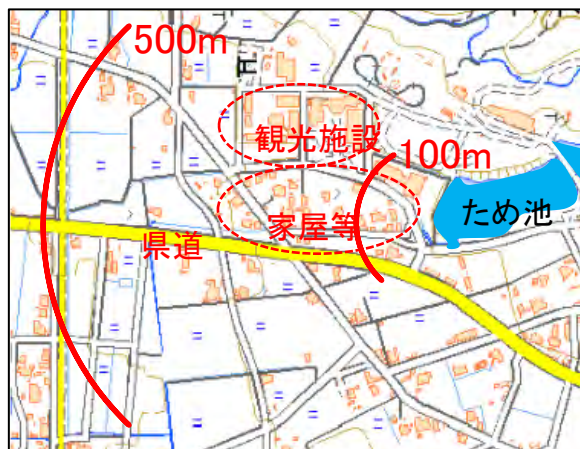
防災重点ため池選定の新たな選定基準(H30)

決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、全国で統一した選定基準を策定。

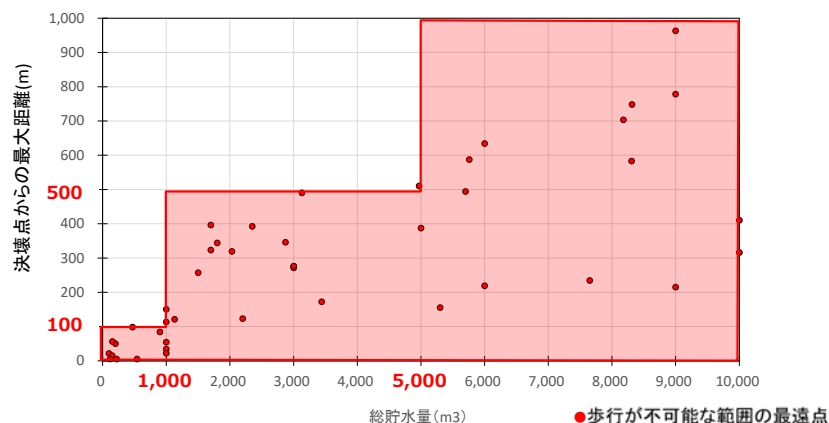
- ①ため池から100m未満の浸水区域内に住宅等があるもの
- ②ため池から100～500mの浸水区域内に住宅等があり、かつ貯水量1,000 m^3 以上のもの
- ③ため池から500m以上の浸水区域内に住宅等があり、かつ貯水量5,000 m^3 以上のもの
- ④地形条件、住宅等との位置関係、管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの

※ 本基準は防災重点農業用ため池(特定農業用ため池含む)と同じ

【防災重点ため池のイメージ】



防災重点ため池の新たな選定基準は、過去に決壊したため池(56か所)において浸水想定図を作成し、貯水量に応じた影響範囲(歩行が不可能な範囲)を推定した上で決定。



1(6) 平成30年7月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方

平成30年11月、「平成30年7月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方」として、避難行動につなげる対策と施設機能の適切な維持、補強に向けた対策について取りまとめ。

この対策の進め方に基づき、再選定した防災重点ため池(現:防災重点農業用ため池)の対策を推進。

緊急時の迅速な避難行動につなげる対策

ため池マップの作成

ため池の名称、位置(座標)等を記載

緊急連絡体制の整備

管理者、市町村、都道府県、消防、警察、国等の連絡網を整備

浸水想定区域図の作成

家屋等が少ないため池は、ハザードマップに代わって作成

ハザードマップの作成

影響度の高いため池を優先

ため池データベースの充実

新たな防災重点ため池を調査し、データベースに登録等

ため池防災支援システムの活用

迅速な情報収集・共有のためにシステムを活用

水位計等による監視体制の整備

ため池の状況を速やかに把握するための水位計等の管理施設の整備

地域防災計画等への位置付け

緊急時の避難行動やため池点検の実施強化

全ての防災重点ため池で早急に実施

施設機能の適切な維持、補強に向けた対策

保全管理体制の強化

地域又は都道府県を単位として、管理者の指導や災害時等の現地パトロール体制を構築

補強対策

影響度の高いため池を優先

【総合的な整備】

耐震対策

堤体の改修・補強、液状化対策など

豪雨対策

堤体、洪水吐、取水施設など

ストックの適正化

利用されていないため池等を対象として、ため池の統廃合、廃止に必要な代替水源を確保。需要に応じ容量を縮小。



← 整備工事



整備後→

1(7) ため池管理保全法の概要

法律の目的

- 農業用ため池について、その適正な管理及び保全に必要な措置を講ずることにより、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護し、もって農業の持続的な発展と国土の保全に資することを目的とする。

法律の概要

- 所有者等による都道府県への**届出を義務付け**（第4条第1項、第2項、附則第2条）
- 都道府県による**データベースの整備**、公表（第4条第3項）
- 所有者等による**適正管理の努力義務**（第5条）
- 適正な管理が行われていない場合の都道府県の勧告（第6条）
- 都道府県等による立入調査（第18条）

特定農業用ため池

(1) 特定農業用ため池の指定

- 都道府県は、決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を「**特定農業用ため池**」として指定（第7条）
- 形状変更行為の制限（許可制）（第8条）
- 市町村による**ハザードマップ等の周知**（第12条）

(2) 防災工事（第9条～第11条）

- 所有者等による防災工事（改良・廃止）の計画届出
- 都道府県による**防災工事の施行命令、代執行**

(3) 保全管理体制（第13条～第17条）

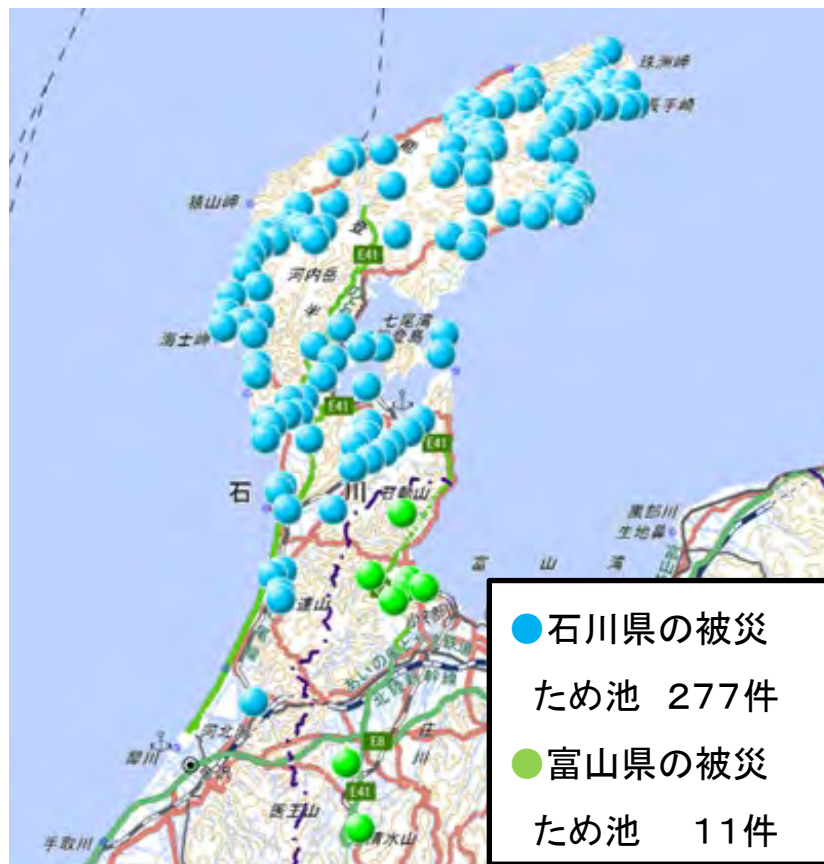
- 所有者不明で、適正な管理が困難な特定農業用ため池について、**市町村が管理権を取得可能**

1(7) 令和6年能登半島地震によるため池の被災状況

- 令和6年能登半島地震による点検対象の防災重点農業用ため池は2,071か所。
- 石川県277か所、富山県11か所、新潟県1か所、福井県1か所の防災重点農業用ため池が被災（計290か所：6月30日時点）。
- 農水省はMAFF-SAT（マフサット：農水省等職員）を被災自治体に派遣するとともに、水資源機構、都道府県土連、農業土木事業協会、土地改良建設協会等の協力を得て、防災重点農業用ため池の被害状況を把握するとともに、ブルーシートによる被災箇所への保護、排水ポンプ等によるため池の水位低下等の応急対応を実施。



堤体の上流法面が崩落



堤体の上流法面が崩落



被災箇所をブルーシートで保護
災害応急用ポンプにより水位を低下



被災箇所をブルーシートで保護
簡易排水施設により水位を低下